平成２４年（フ）第１４１号
青森市花園２丁目７番56号　ルグランあさみ202号
債務者　葛西優香子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３号
青森県つがる市木造末広24番地29　島野アパートＤ号室
債務者　成田千賀子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第４１６号
佐賀県小城市小城町畑田2687番地２
債務者　小佐井寿美
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４号
佐賀県佐賀市鍋島５丁目５番４―506号
債務者　浦本　慎一
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８号
佐賀県佐賀市大和町大字東山田4430番地
債務者　吉冨　輝義
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３号
佐賀県多久市東多久町大字別府5462番地４
債務者　山口　泰子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲2525番地　川原団地Ｂ―245号
債務者　山口　陽子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７９号
佐賀県神埼市神埼町本告牟田1467番地６
債務者　松本健一郎
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８５号
佐賀県佐賀市川副町小々森967番地12
債務者　古川　靖枝
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９９号
佐賀県多久市東多久町大字別府3380番地28
債務者　松尾　節子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
佐賀県佐賀市駅前中央３丁目14番31号
債務者　大條　晋司
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
佐賀市大和町大字尼寺1174番地１
債務者　坂本あき子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５号
宮城県東松島市赤井字新川前32番地５　ドエルサエキ７
債務者　磯田　宗之
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第２７号
宮城県石巻市八幡町２丁目１番25号
債務者　後藤　節子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第６２４１号
埼玉県新座市栗原５丁目17―23
債務者　入澤　　凛
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２４４号
埼玉県新座市新堀３丁目９―31―201
債務者　中村　英樹
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９０号
横浜市保土ケ谷区西久保町176番地
債務者　青木　一夫
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８号
長野県南佐久郡北相木村276番地
債務者　渡邉　雅也
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後２時
長野地方裁判所佐久支部